

# 新型コロナウィルス感染症拡大予防についてのお知らせとお願い 保存版

令和2年6月11日現在 大阪市立川辺小学校

## <その1> 出席停止について

### (1) 児童（本人）の感染が判明または濃厚接触者\*と認定\*された場合【出席停止】

- ① 感染の場合 開始日：感染の判明した日あるいは最終登校日の翌日  
終了日：専門医等が快癒を認める等、登校を許可したとき
- ② 濃厚接触の場合 開始日：濃厚接触者と認定された日（同居家族の感染判明日）  
終了日：症状が出なければ、保健所等に指示された期間（めやす 2w）

### (2) 児童の同居家族が濃厚接触者と認定された場合【出席停止】

区保健福祉センター等関係機関と相談のうえ出席停止とするか否かを、期間も含め個別に対応

### (3) 児童（本人）に発熱等かぜ症状が見られる場合【出席停止】

- ① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合  
開始日：症状の出た日 終了日：解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌々日
- ② 症状が続き、新型コロナ受診相談センターへ相談した場合  
終了日：検体検査を受けず様子見となり、解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌々日

#### 《症状が無くなったのち2日間の考え方》

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日
服薬なしで解熱	発熱	△朝 解熱→平熱	平熱	平熱	平熱  登校可	
服薬	なし	なし	なし	なし		
	有症状日	症状快癒日	起算第1日	起算第2日		
服薬中に解熱	発熱	発熱 △昼 解熱	平熱	平熱	平熱  登校可	
服薬	服薬中	服薬中	朝から中止	なし		
	有症状日	有症状日	症状快癒日	起算第1日		起算第2日

③ 新型コロナの検体検査を受けた場合 終了日：陰性となった場合、保健所等の指示する期間

### (3-2) 児童の同居家族に発熱等かぜ症状が見られる場合【出席停止】

\*児童の同居の家族に、「新型コロナ受診相談センターに相談するめやす」に該当する症状が見られる場合も、「(3) 児童（本人）に発熱等かぜ症状が見られる場合」と同様の取扱いとする。

**※健康観察表の「ご家族の状況」欄に健康状態をご記入ください。**

#### 《新型コロナ受診相談 センターに相談するめやす》

○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

○重症化しやすい方\*で、発熱や咳などの比較的軽いかぜの症状がある場合

\*高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

○上記以外の方で発熱や咳など比較的軽いかぜの症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

※詳しくは本校ホームページ「学校園における新型コロナウィルス感染症対策マニュアル（第3版）」

（大阪市教育委員会）をご覧ください。

# 新型コロナウィルス感染症拡大予防についてのお知らせとお願い 保存版

令和2年6月11日現在 大阪市立川辺小学校

## <その2> 学校・学年・学級休業について

### (1) 児童及び教職員に感染が判明した場合の臨時休業措置

#### ①学校の臨時休業

感染が判明した時点	休業措置の内容
・始業時刻まで	・判明日当日及びその翌日※を、学校休業
・始業時刻以降、終業時刻まで	・翌日※を、学校休業 ・判明した時点で、幼児児童生徒の安全に配慮し、速やかに下校（降園）措置を講ずる
・終業時刻以降 ・学校園の休業日	・翌日※を、学校園休業

※学校の消毒や、濃厚接触者の特定等に時間要する場合は、翌日以降必要な日数

#### ② 当該学級の臨時休業

当該児童等の最終登校日の翌日から14日間の学級休業を行う。

### (2) 児童の濃厚接觸等が判明した場合に臨時休業措置を講ずる基準

#### ① 学級の臨時休業

出席停止事由	本人	学級休業基準
(1) ②(濃厚接觸)	出席停止	2人以上出席停止になれば学級休業
(2) (家族が濃厚接觸)		在籍者数の約15%～20%が、出席停止となれば学級休業
(3) (かぜ症状) (3-2) (家族が《新型コロナ受診相談センタ ーに相談するめやす》に該当)	出席停止	※(1)②が1人の場合、人数に含む。

#### ② 当該学級の臨時休業期間

出席停止となった者の出席停止期間の終了日まで。(ただし、1名以上の出席停止期間が終了することで、学級休業の基準を下回る場合は、当該者の出席停止期間の終了日まで)

### (3) 学年の臨時休業

学級休業が、当該学年で複数にまたがっている場合学年休業を行う。

### (4) 学校の臨時休業

学年休業が当該校園において複数にまたがる場合等に、患者数、個別の病状を総合的に判断して、学校の臨時休業を行う。

※詳しくは本校ホームページ「学校園における新型コロナウィルス感染症対策マニュアル(第3版)」  
(大阪市教育委員会)をご覧ください。